

## 国民年金保険料後納制度が始まります

■問い合わせ 日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31-4191  
 多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の全期間、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。

### 豪雨で被害を受けたみなさんへ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。詳しいことは、福岡国税局ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。(福岡国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp/fukuoka/>)

■問い合わせ 佐賀税務署 総務課 ☎32-7511

### ■対象となる未納期間

平成14年10月以降

日本年金機構から郵送されるお知らせをご覧いただき、ご自身の年金記録をご確認ください。

### ■後納の受付期間

平成24年10月1日から

平成27年9月30日までの3年間

納められなかった保険料を納めることができるようになります。過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やし、年金の受給権につなげることができるようになります。

詳しくは、左記の「国民年金保険料専用ダイヤル」または佐賀年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-1011-050

## 市内県営住宅の入居予備者を募集します

■問い合わせ 佐賀県営住宅指定管理者 佐賀管理室 ☎25-2525

空き室が生じたときに入居できる、市内県営住宅の入居予備者を募集します。

### ■募集団地

砂原団地・北多久団地

### ■入居資格

県営住宅条例に定める入居資格が必要です

### ■資料配布

9月3日(月)から

### ■受付期間

9月6日(木)～9月12日(水)  
 (8日(土)のみ休みます)

時間 9時～18時まで

### ■受付場所

佐賀県営住宅指定管理者  
 株式会社マベック 佐賀管理室  
 佐賀市城内1-6-5  
 (県庁南別館西庁舎2階)

\*申込書は9月3日(月)から多久市役所建設課でも配布しますが、申し込みの受け付けはできません。

## 秋の交通安全県民運動

期間

9月21日(金)～  
 30日(日)までの10日間

運動のスローガン

「守ろう交通ルール  
 高めよう  
 交通マナー」



## 任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方  
 消費者金融等の借金を完済した方は

**完済した方は自己負担金ゼロ!**

取り戻した過払金の中から20～25%をいただくのみです。



西九州総合法律事務所  
 佐賀県弁護士会所属  
 弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

# 相談無料

秘密厳守

詳しくはホームページを検索!

西九州総合 検索 <http://nishi9kabarai.com/>

西九州総合法律事務所 広告

裁判所 ● 日本生命 税務署 ● 平山 建材店 ● 三井 山一カヌー ● サイクル ● 至JR武雄温泉駅 ● ミニストップ ● 市役所 ● 至有田 ● 庄原 ● ホームセンター ユートク ● 武雄署 ● 至鍋野 ● モスバーガー ● 至鍋野

要電話予約  
 ☎0954-27-8056  
 受付 / (月～金) 9:00～12:00 13:00～18:00  
 佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26